

## 旭市建設工事総合評価方式実施要綱

平成30年12月26日

旭市告示第172号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、市が発注する建設工事において、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関して、旭市建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成21年旭市告示第183号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札実施要綱第2条に規定する建設工事のうち、入札価格及び次の各号に掲げる価格以外の要素（以下「技術的要件」という。）を一体として評価することが妥当と認められる建設工事として、一般競争入札実施要綱第4条に規定する旭市建設工事等入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）が選定した建設工事とする。

- (1) 企業の施工能力
- (2) 配置予定技術者の能力
- (3) 地域精通度及び地域貢献度

(学識経験者への意見聴取)

第3条 市長は、総合評価方式を実施しようとするときは、令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）を定めようとするとき。
- (2) 前号の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると学識経験者が意見を述べたとき。

2 前項に規定する学識経験者の意見の聴取は、旭市建設工事総合評価委員設置要綱（平成30年旭市告示第174号）に基づき行うものとする。

（落札者決定基準及び資格要件の審査等）

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、前条に規定する学識経験者への意見聴取を行った上で、委員会の意見を聴くものとする。

2 市長は、総合評価方式における入札参加者の資格要件の決定及び入札参加資格確認の申請等について、一般競争入札実施要綱の規定に準じて定めるものとする。

（入札公告等）

第5条 市長は、総合評価方式を実施するときは、旭市財務規則（平成17年旭市規則第36号）第128条の規定により、第1号様式に準じて掲示及びちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）により入札の公表をしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 技術的要件として技術力等を評価する項目（以下「評価項目」という。）

(2) 評価項目ごとの評価基準

(3) 落札者の決定方法

(4) 総合評価の方法

(5) 入札参加者に提出を求める技術的要件に関する資料（以下「技術資料」という。）の内容、提出方法及び提出期間

(6) 提出された技術資料の内容について、市長が必要と認めるときは、入札参加者に対し聴き取りを行う旨

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（技術資料の提出）

第6条 入札参加者は、価格及び技術的要件をもって入札するものとし、技術資料は、第2号様式により入札公告に定められた期日までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 技術資料の提出期限後においては、提出された技術資料の訂正、差

替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された技術資料の内容について入札参加者に対して聴き取りを行ったときは、この限りでない。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価方式の技術的要件については、設定された各評価項目に応じて得点を与えるものとする。

2 価格及び技術的要件に係る総合評価は、標準点に技術的要件の各評価項目の得点の合計を加算し、その得点を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)を算出する方式で行うものとする。

(技術資料の審査)

第8条 技術資料の審査は、委員会でを行うものとする。

(調査基準価格及び失格判定基準の設定)

第9条 市長は、総合評価方式を実施するときは、旭市低入札価格調査実施要綱(平成30年旭市告示第173号。以下「低入札価格調査要綱」という。)に基づき、調査基準価格及び失格判定基準を設定するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第10条 市長は、評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、低入札価格調査要綱に基づき、低入札価格調査を行うものとする。

(落札者の決定方法)

第11条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- (2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。
- (3) 失格判定基準に該当しないこと。

2 市長は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを行い、落札者を決定するものとする。

(技術資料の取扱い)

第12条 市長は、技術資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の

審査の目的以外に利用してはならない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 市長は、入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しないものとする。

(入札結果の公表)

第13条 市長は、総合評価方式により落札者を決定したときは、その結果を掲示及び電子入札システムによる縦覧により公表するものとする。

(技術的要件等の評価理由の説明)

第14条 入札参加者は、前条の規定により公表があった日の翌日から起算して7日（旭市の休日に関する条例（平成17年旭市条例第2号に定める休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、当該入札参加者本人に対する技術的要件等の評価の理由について、市長に対して書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、当該請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(旭市建設工事総合評価落札方式試行実施要綱の廃止)

2 旭市建設工事総合評価落札方式試行実施要綱（平成22年旭市告示第54号）は、廃止する。



年 月 日 時から  
年 月 日 時まで

#### 4 開札の場所及び日時

- (1) 場所 旭市役所財政課  
(2) 日時 年 月 日 時 分

#### 5 総合評価に関する事項

- (1) 評価項目
- ① 企業の施工能力 施工実績、事故及び不誠実な行為、ISO認証取得
  - ② 配置予定技術者の能力 同種工事の施工経験・実績
  - ③ 地域精通度 市内での公共工事の施工実績
  - ④ 地域貢献度 市内での本店又は支店の有無、  
災害協定締結の有無
- (2) 評価項目ごとの評価基準

区分	項目	細 目	配点	評価基準	評価点	
企 業 の 技 術 力	企 業 の 施 工 能 力	過去10か年度に引渡しの済んだ 同種工事の施工実績	2点	公共工事の実績	2	
				その他の実績	0	
		旭市発注工事における過去2か年度 の同一工種での工事成績 (4件まで申請可能) ただし、旭市工事成績評定が行わ れた工事	4点	80点以上(1点/件) 75点以上80点未満(0.75点/件) 70点以上75点未満(0.5点/件) 65点以上70点未満(0.25点/件) 65点未満(0点) 成績なし(0点)		
		旭市発注工事における過去2 か年度の事故及び不誠実な行 為	0点 ～ -4点	なし 文書注意 指名停止	0 -2 -4	
	技 術 力	配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	IS09001、IS014001の 認証取得情報	1点	いずれかを取得	1
					なし	0
	精 通 度	地 域 貢 献 度	過去10か年度に引渡しの済んだ 旭市内での公共工事の施工実績	2点	実績あり	2
					実績なし	0
					本店がある	2
	社 会 性	地 域 貢 献 度	旭市内の建設業法に基づく本店又 は支店の有無	2点	支店がある	1
なし					0	

		災害協定締結の有無	3点	締結があり、出勤実績がある	3
				締結がある	2
				なし	0

- ・過去○か年度とは、○年度から○年度の○間に、本入札公告の日までを加えた期間とする。
- ・公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市、及び市町村の発注する工事をいう。
- ・国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等とする。
- ・県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市とする。

### (3) 落札者の決定方法

- ① 技術評価点を入札価格で除して評価値を算出する特別簡易型とし、次の要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2人以上いるときは、当該者がくじを引いて落札者を決定するものとする。
- ② 入札価格が、予定価格を超えていないこと。

### (4) 総合評価の方法

- ① 技術評価点は、標準点（100点）に加算点を加えたものとする。
- ② 加算点は、評価点の合計を換算したものとし、評価点の合計が最高の者の加算点を満点（20点）とし、その他の者は按分する。

## 6 入札参加資格の確認等

### (1) 入札参加資格申請の期間等

- ① 期間 年 月 日 時から  
年 月 日 時まで
- ② ちば電子調達システムの添付機能を用いて、旭市建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成21年旭市告示第183号）第7条に規定する旭市一般競争入札参加資格審査申請書（第3号様式）を添付して行う。  
添付によりがたいその他の資料は原則として郵送（簡易書留）により上記期限までに旭市財政課へ提出するものとする。
- ③ 添付によりがたいその他の資料を持参する場合は日時を指定するので事前に財政課へ電話で申し込むこと。

### (2) 入札参加資格の確認結果通知

- ① 確認結果通知は、年 月 日の 時 分までにちば電子調達システムにより通知する。  
資格がないと認める者には、その理由も併せて通知する。

## 7 設計図書を示す場所

本工事に係る設計図書の閲覧及び貸与を次のとおり行う。

### (1) 設計図書の閲覧及び貸与

- ① 閲覧及び貸与期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- ② 貸与受付時間  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

- ③ 閲覧場所  
ちば電子調達システムの入札情報サービス
  - ④ 貸与の申込み  
設計図書の貸与を希望する者は、旭市財政課に電話で申し込むこと。  
希望日時を考慮して、貸与日時を指定する。 電話
  - ⑤ 設計図書の貸与場所  
旭市財政課
- (2) 設計図書に対する質問  
設計図書に対する質問がある場合は、書面により提出すること。(FAX可)  
なお、FAXの場合は必ず受信確認を行うこと。
- ① 提出日 年 月 日～ 年 月 日まで  
(土曜日、日曜日を除く。)
  - ② 時間 午前9時から午後5時まで
  - ③ 提出先 旭市〇〇課 電話 FAX
- \*質問に対する回答は、ちば電子調達システムで回答する。

## 8 入札保証金 免除

## 9 契約保証金

旭市財務規則（平成17年旭市規則第36号）第148条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第3項の規定に該当するときは契約保証金を免除する。

## 10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 11 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しない場合には、所定の期日までに入札辞退届又は、辞退申請書を郵送又はちば電子調達システムにより提出すること。郵送等によりがたい場合は持参することができる。
- (2) 入札回数は2回までとする。ただし、1回目の入札に参加しなかった者、無効になった者は、再度入札に参加することはできない。
- (3) 開札の結果予定価格内の入札がないときは、再度入札を行う（回数は1回）。再度入札を行う場合は、入札時刻等を改めて電子入札システムに掲載する。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記名押印を欠く入札（紙入札の場合）
- (3) 金額を訂正した入札（紙入札の場合）
- (4) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札



- (5) 入札者が協定していた入札
- (6) 同一人がした2以上の入札
- (7) 虚偽の申請を行った者の入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

### 13 低入札価格調査

本件入札については、低入札価格調査が適用される工事である。よって調査基準価格及び失格判定基準を設定する。

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日決定する。入札者にはその決定を通知する。
- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査対象者は事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも調査を実施する場合があります、調査に協力しない者の入札は無効とする。
- (4) 調査の結果、旭市低入札価格調査実施要綱（平成30年旭市告示第173号）第10条第2項に該当する場合は、当該低入札者のした入札を失格とする。
- (5) 価格失格判定基準は、旭市低入札価格調査実施要綱第4条により決定し、該当する場合は当該低入札者のした入札を失格とする。

### 14 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

### 15 その他

- (1) 入札参加希望者の入札前の発表は、行わない。
- (2) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された資格確認資料は、返却、公表又は無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札約款を遵守すること。
- (7) 落札者は、資格確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 入札を公正に執行することが困難と認めるときその他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、また中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者から異議を申し立てることはできない。
- (9) その他入札に関することについては、旭市の規則、要綱等による。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

### 16 問い合わせ先

旭市役所財政課

電話





(2) 評価項目の評価基準

区分	項目	細目	配点	評価基準	評価点	
企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 能 力	過去10か年度に引渡しの済んだ同 種工事の施工実績	2点	公共工事の実績	2	
				その他の実績	0	
		旭市発注工事における過去2か年度 の同一工種での工事成績 (4件まで申請可能) ただし、旭市工事成績評定が行われ た工事	4点	80点以上(1点/件) 75点以上80点未満(0.75点/件) 70点以上75点未満(0.5点/件) 65点以上70点未満(0.25点/件) 65点未満(0点) 成績なし(0点)		
				旭市発注工事における過去2 か年度の事故及び不誠実な行 為	0点 ～ -4 点	なし
	IS09001、IS014001の 認証取得情報	1点	いずれかを取得	1		
			なし	0		
	配置 予 定 技 術 者 の 能 力	過去10か年度に引渡しの済んだ同 種工事の施工実績	2点	国・県等の実績	2	
				市町村の実績	1	
				その他の実績	0	
		旭市発注工事における過去5か年度 の本工事と同一工種での工事成績 (2件まで申請可能) ただし、旭市工事成績評定が行われた 工事	4点	80点以上(2点/件) 70点以上80点未満(1点/件) 70点未満(0点) 成績なし(0点)		
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	精 通 度	過去10か年度に引渡しの済んだ旭 市内での公共工事の施工実績	2点	実績あり	2	
				実績なし	0	
	地 域 貢 献 度	旭市内の建設業法に基づく本店又は 支店の有無	2点	本店がある	2	
				支店がある	1	
				なし	0	
		災害協定締結の有無	3点	締結があり、出勤実績 がある	3	
				締結がある	2	
なし	0					

- ・過去○か年度とは、○年度から○年度の○間に、本入札公告の日までを加えた期間とする。
- ・公共工事とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市、及び市町村の発注する工事をいう。
- ・国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等とする。
- ・県等とは、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市とする。



(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

- ② 時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 提出先 旭市〇〇課 電話 FAX

\*質問に対する回答は、ちば電子調達システムで回答する。

## 8 入札保証金 免除

## 9 契約保証金

旭市財務規則（平成17年旭市規則第36号）第148条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第3項の規定に該当するときは契約保証金を免除する。

## 10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 11 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しない場合には、所定の期日までに入札辞退届又は、辞退申請書を郵送又はちば電子調達システムにより提出すること。郵送等によりがたい場合は持参することができる。
- (2) 入札回数は2回までとする。ただし、1回目の入札に参加しなかった者、無効になった者は、再度入札に参加することはできない。
- (3) 開札の結果予定価格内の入札がないときは、再度入札を行う（回数は1回）。再度入札を行う場合は、入札時刻等を改めて電子入札システムに掲載する。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記名押印を欠く入札（紙入札の場合）
- (3) 金額を訂正した入札（紙入札の場合）
- (4) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札者が協定していた入札
- (6) 同一人がした2以上の入札
- (7) 虚偽の申請を行った者の入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

## 13 低入札価格調査

本件入札については、低入札価格調査が適用される工事である。よって調査基準価格及び失格判定基準を設定する。

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日決定する。入札者にはその決定を通知する。
- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (3) 調査対象者は事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価者でなくとも調査を実施する場合があります、調査に協力しない者の入札は無効とする。
- (4) 調査の結果、旭市低入札価格調査実施要綱（平成30年旭市告示第173号）第10条第2項に該当する場合は、該低入札者のした入札を失格とする。
- (5) 価格失格判定基準は、旭市低入札価格調査実施要綱第4条により決定し、該当する場合は当該低入札者のした入札を失格とする。

#### 14 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

#### 15 その他

- (1) 入札参加希望者の入札前の発表は、行わない。
- (2) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された資格確認資料は、返却、公表又は無断で使用することはしない。
- (5) 工期は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札約款を熟読し遵守すること。
- (7) 落札者は、資格確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 入札を公正に執行することが困難と認めるときその他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、また中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者から異議を申し立てることはできない。
- (9) その他入札に関することについては、旭市の規則、要綱等による。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

#### 16 問い合わせ先

旭市役所財政課

電話

年 月 日

旭市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者（受任者） \_\_\_\_\_ 印

総合評価方式一般競争入札における技術資料の提出について

このことについて、下記工事の技術評価点を算定するための技術資料を、別紙のとおり提出します。

なお、技術資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 :
- 2 工 事 名 :
- 3 工 事 箇 所 :
- 4 技術資料記載責任者・連絡者氏名及び電話番号
- 5 提出する技術資料

技術資料名（様式）	提出資料の有無
技術資料自己評価書（別紙1）	
企業の施工能力（別紙2）	
配置予定技術者の能力（別紙3）	
企業の地域精通度・地域貢献度（別紙4）	

注）提出する書類に○を記入する。



別紙 1

技術資料自己評価書

工 事 名 : \_\_\_\_\_

工 事 箇 所 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_

	評価項目	評価細目	配点	評 価 基 準	自己評価点	評価結果 (市記入欄)
企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績				
		②工事成績				
		③指名停止等				
		④ISO 認証				
	配置予定技術者の能力	⑤配置予定技術者の施工経験				
		⑥配置予定技術者の工事成績				
企業の信頼性・社会性	地域精通度	⑦市内での公共工事の施工実績				
	地域貢献度	⑧市内の建設業法に基づく本店又は支店の有無				
		⑨災害協定及び活動実績				
	技術評価点配点合計			<b>自己評価点合計</b>		

別紙 2

企業の施工能力  
(同種工事の施工実績・工事成績・ISO 認証)

工 事 名 :

工 事 箇 所 :

商号又は名称 :

①同種工事の施工実績 (公共工事の実績)

同種 工事 概要 等	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	円 ( ) 円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	
	工事概要	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

注意事項：証明書類の写しを添付すること。

②工事成績 (市発注工事の成績評定)

竣工年度	工事名	工事箇所	工期	CORINS 登録番 号	工事成績 評定点	備考

注意事項：証明書類の写しを添付すること。

③指名停止等

指名停止等の有無	処分の有無	有 ( ) ・ 無
----------	-------	-----------

注意事項：有の場合、証明書類の写しを添付すること。

④ISO 認証 (ISO9001・ISO14001 の認証取得状況)

認証取得の有無	取得の有無	有 ( ) ・ 無
---------	-------	-----------

注意事項：有の場合、証明書類の写しを添付すること。

別紙 3

配置予定技術者の能力  
(配置予定技術者の施工経験・工事成績)

工 事 名 :

工 事 箇 所 :

商号又は名称 :

⑤配置予定技術者の施工経験 (同種公共工事の施工経験)

区 分	主任技術者 監理技術者	ふりがな 氏名	年 齢	歳
監理技術者資格者証番号			取得年月日	年 月 日
監理技術者講習終了証番号			終了年月日	年 月 日
その他の資格		(資格の名称)	取得年月日	年 月 日
配置予定技術者の 施工経験	発 注 者 名			
	工 事 名			
	工 事 箇 所			
	請 負 金 額	円 ( 円)		
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	所 属 会 社		建設業許可番号	
	従 事 役 職			
	受 注 形 態			
	工 事 概 要			
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号)		無

注意事項：証明書類の写しを添付すること。

⑥配置予定技術者の工事成績 (市発注工事の成績評定)

竣工年度	工事名	工事箇所	工期	CORINS 登録番 号	工事成績 評定点	備考

注意事項：証明書類の写しを添付すること。

別紙 4

企業の地域精通度・地域貢献度

工 事 名 :

工 事 箇 所 :

商号又は名称 :

⑦地域精通度（市内公共工事の施工実績）

市内 施工 実績 概要 等	発注者名	
	工 事 名	
	工 事 箇 所	
	請 負 金 額	円 ( ) 円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態	
	工 事 概 要	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

注意事項：証明書類の写しを添付すること。

⑧地域貢献度（市内本店又は支店の有無）

旭市内に建設業法に基づく本店又は支店の有無	有 ・ 無
-----------------------	-------

注意事項：証明書類の写しを添付すること。

⑨地域貢献度（災害協定及び活動実績）

災害 協定 及び 活動 実績 等 概要	市と締結した災害協定等の有無	有 ・ 無
	災害協定等の名称	
	災害協定等の締結者	
	災害協定等の締結日	年 月 日 (所属団体構成員となった日： 年 月 日)
	災害協定等に基づく災害対応の活動実績の有無	有 ・ 無 (活動期間： 年 月 日～ 年 月 日)
	協力要請担当部課	市担当部課等：
	災害の状況等	
	災害対応等の内容	

注意事項：証明書類の写しを添付すること。